

(平成24年9月20日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認山梨地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	1 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	1 件
厚生年金関係	1 件

山梨厚生年金 事案 686

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額（34万円）であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額を34万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年12月1日から7年12月31日まで
年金記録を確認したところ、A社における申立期間の標準報酬月額が9万2,000円とされていた。申立期間当時の給与は34万円だったと思うので、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社における申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額は、オンライン記録によると、当初、34万円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった平成7年12月31日の後の8年2月7日付けで、6年12月1日に遡って9万2,000円に訂正処理されていることが確認できる。

また、申立人の元同僚は、「申立人は、数学の講師だったので、経理や厚生年金保険の事務には関与していなかった。」と証言していることから、申立人は、当該遡及訂正処理に関与していなかったと認められる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所においてかかる処理を行う合理的な理由が見当たらず、申立期間において標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た34万円に訂正することが必要と認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和26年5月20日から27年5月31日まで
② 昭和27年6月1日から30年6月4日まで

昭和30年に結婚退職することとなり、A社B支店を退職する際に、退職金として5万円程度をもらった。その内容については全く分からない。会社の事務担当者から、厚生年金保険を脱退するか継続するか問われた記憶はあるものの、それについての返事はしないまま実家に戻ってしまった。その後、会社や社会保険事務所（当時）から、何一つ連絡はもらっていない。調査をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、A社B支店における厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2か月後の昭和30年7月30日に支給決定されているとともに、申立人の厚生年金保険被保険者台帳には、申立期間に係る脱退手当金を支給したことを示す資格期間、支給金額及び支給年月日が記録されている上、「脱手支給報告書作成済」のゴム印が確認できるなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、厚生年金保険被保険者台帳の記載から、申立人の申立期間①及び②に係る厚生年金保険被保険者台帳記号番号の統合整理を行った結果、昭和30年6月27日に当該番号の重複取消処理が行われ、当該統合期間に係る全ての期間について、脱退手当金の支給決定を行っていることが推認できる。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。